

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人鹿児島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を下記のとおり、公表する。

記

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定、平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

(1) 本学の郡元地区及び桜ヶ丘地区において、電気の供給を受ける契約に関し、据切り方式（注）による業者の選定を行った。

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況及び再生可能エネルギー導入状況をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するため、環境配慮契約法の概要及び温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針について、大学内の物品購入等契約及び工事契約担当部署に周知した。

以上